

道営住宅入居者随時募集案内



宝来団地(H15/H17築)

入居申込の出来る方	----- P. 1
審査に必要な書類等	----- P. 2
入居までの手続き	----- P. 3
家賃納付・自治会・住宅設備	----- P. 4
駐車場について	----- P. 5
入居後の住替えについて	----- P. 5
入居後の家賃・収入申告について	----- P. 5
入居収入基準	----- P. 6
政令月収計算	----- P. 7

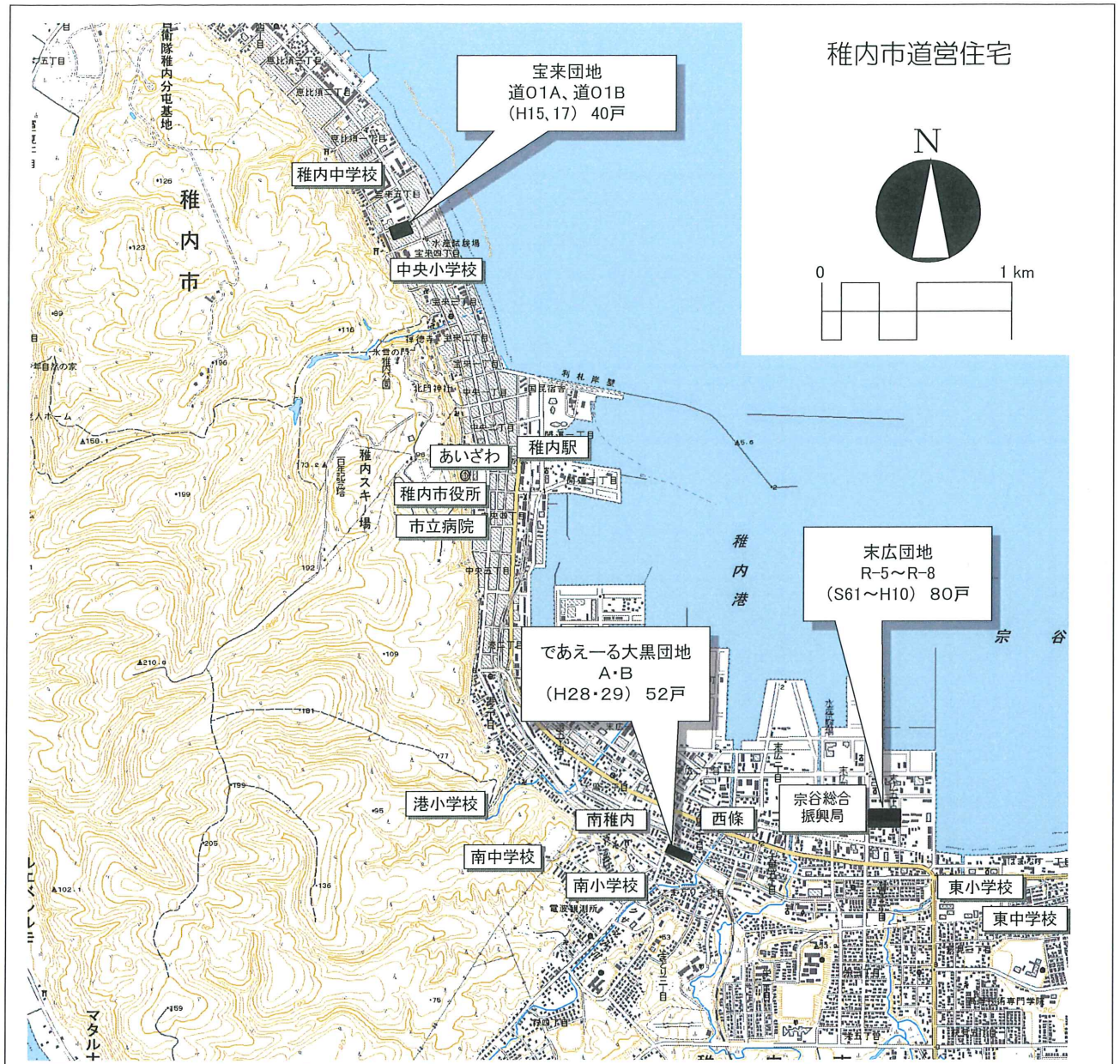
申込みにあたってのご注意

- ①申込みは1度の申込みにつき1世帯1戸に限ります。
- ②審査結果で入居出来ない事があります。
- ③申込書に記入のない方は入居できません。
- ③持ち家のある方は原則申込みできません。
- ④暴力団員の入居・同居は出来ません。

道営住宅の定期入居募集は、下記のとおり年4回行います。

第1回	4月～ 6月頃	第2回	8～9月頃
第3回	11月～12月頃	第4回	1～2月頃

ただし、空き家が出ない等の場合中止することがあります。
申込みはその募集の都度必要ですのでご注意ください。



道営住宅管理一覧

団地名	竣工年度	号棟	住 所	構造	代表面積 m ²	形式	戸数	備考
末広	S61	R5	稚内市末広5丁目4番1	中耐(4)	64.7	3LDK	4	部屋番号末尾5
					69.2	3LDK	16	
					74.2	4LDK	4	部屋番号末尾6
	S62	R6	稚内市末広5丁目4番20	中耐(4)	69.2	3LDK	24	
	H3	R7	稚内市末広5丁目4番15	中耐(4)	78.4	3LDK	16	
	H10	R8	稚内市末広5丁目4番11	中耐(4)	62.3	2LDK	2	車椅子仕様
65.2					2LDK	2	高齢者等	
72.0					3LDK	12	一般	
宝来	H15	O1A	稚内市宝来4丁目7番18	中耐(5)	51.3	2DK	5	単身世帯向け
					59.6	2LDK	5	
					72.0	3LDK	10	
	H17	O1B		中耐(5)	59.6	2LDK	10	
					72.0	3LDK	10	
であえーる 大黒	H28・29	A・B	稚内市大黒3丁目1番15	中耐(4)	47.1	2DK	8	単身世帯向け
					56.9	2LDK	16	
					70.3	3LDK	12	
					56.9	2LDK	16	子育て世帯向け
合 計							172	

※末広団地の1階住戸は高齢者向け住宅です

入居の申込みが可能な方

道営住宅の入居の申込みには、次の要件が必要です。

1 基本的な要件

- (1) 現在、住宅に困窮していること。
- (2) 世帯全員の所得の合計が定められた基準内であること。
- (3) 外国籍の方は、住民票の交付が可能な者であること。
- (4) 申込者及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。

- イ 住宅以外の建物に居住し、または保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
- ロ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、または住宅がないため親族と同居することが出来ない方
- ハ 住宅の規模、設備または世帯構成との関係から衛生上または風教上不適当な居住状態にある方
- ニ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している方
(※ 自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く)
- ホ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方、または収入または収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている方
- ヘ その他、住宅に困窮していることが明らかな方

2 住宅の募集区分によって必要な要件

住宅の種類により、上に加えて次の要件を満たすことが必要です。

区分	一般住宅	高齢者等向け住宅 (特定目的住宅) (※)
世帯向け	同居する親族がいる方	次のいずれかに該当すること。 ① 申込者が60歳以上で、同居しようとする方が60歳以上または18歳未満の親族の方のみであること。 ② 夫婦のみで入居する場合は、夫婦いずれかが60歳以上であること。 ③ 申込者または同居しようとする方に、身体の障害をお持ちの方がいて、その障害の程度が1級～4級であること。
単身向け	単身者の方	次のいずれかに該当すること。 ① 60歳以上の方 ② 身体に障がいをお持ちの方で、その障害の程度が1級～4級であること。

(※) 特定目的住宅とは、一定の条件を満たす方のための住宅です。
他に子育て世帯向け、大家族世帯向け、転入世帯向けなどがあります。

資格審査に必要な書類等

資格審査の際に以下の書類等を提出していただきます。
また、入居申込時の書類と相違があった場合は、当選取消

1 収入を確認する書類

・収入の種類や期間に応じて次の書類を提出してください。同居の方も必要です。

区分	期間・状況	証明書類	備考
お勤めの方	現在のお勤め先に昨年一年間勤めていた	給与の源泉徴収票	勤務先発行のもの（写し可）
	昨年一年間の間に新たに就職、または転職した。（季節雇用を含む）	給与証明書（別記第1号様式）	添付の用紙を用いて勤務先で発行
年金の方	年金、恩給等で生活している	公的年金の源泉徴収票・直近の改定通知書、年金振込通知書	左記のいずれか一つ（写し可）
自営業の方	昨年一年間自営業をしていた	確定申告書（受付控え）	税務署の受付印のあるもの（写し可）
その他	高校生以上で無職無収入	無職無収入申出書（雇用保険受給者は受給カード写し）	添付の用紙を用いて本人記入捺印
	生活保護受給	生活保護受給証明書	市役所等で発行

複数の区分に該当する方はそれぞれ提出が必要です。
上記に当てはまらない場合やご不明な点はお問い合わせください。

2 入居予定の方、全員の住民票（マイナンバー以外は省略なし）

3 同意書（暴力団員の照会に係るもの）

4 障がい者であることを証明する書類（障がいをお持ちの方）

・身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、養育手帳、戦傷病者手帳など

5 婚約証明書（3ヶ月以内に同居入籍予定の方）

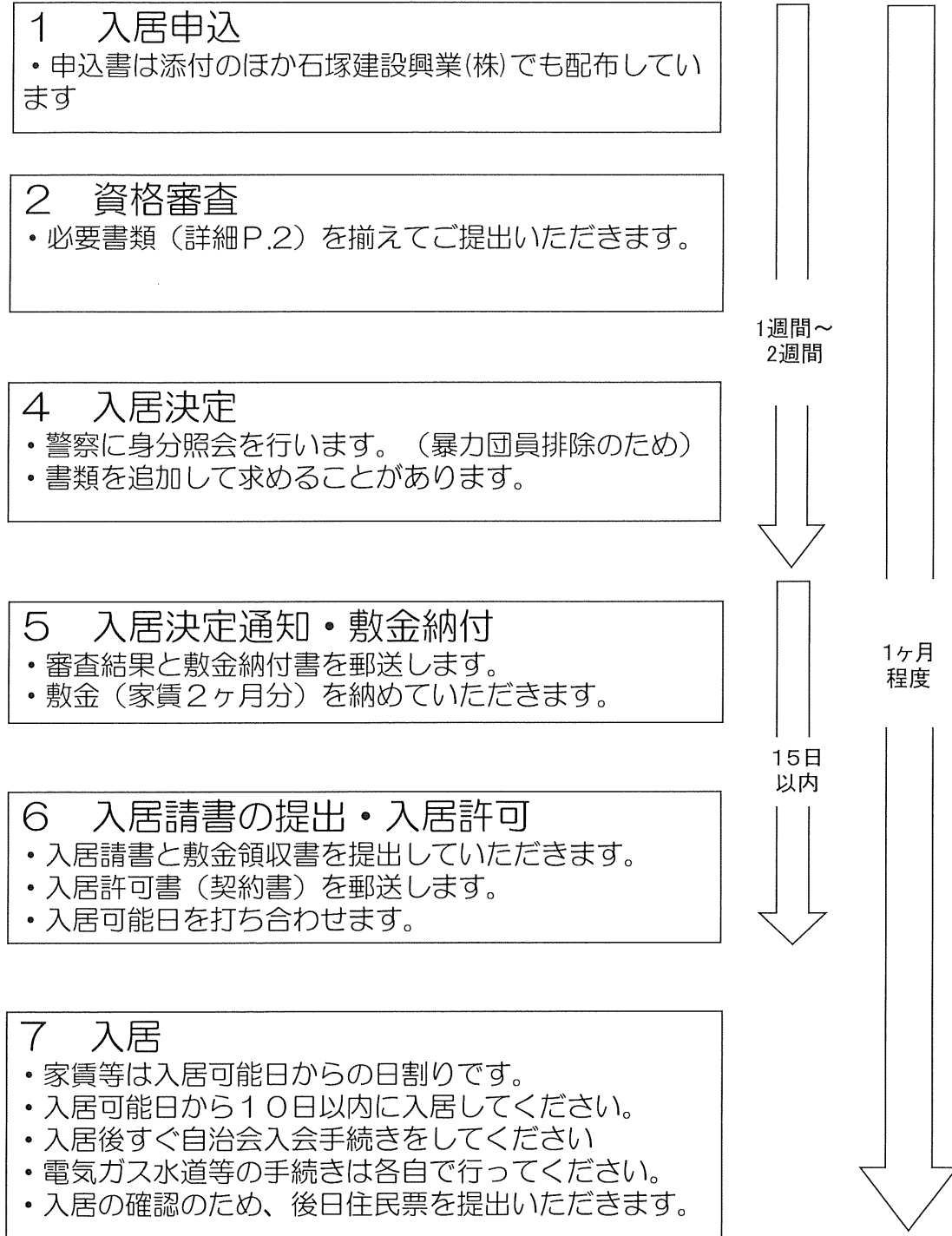
※ 証明者の住民票も添付

6 その他

※ 特殊事情がある場合は、別途提出していただきますので、予めご承知おきください。

入居までの手続き

当選から入居までには1ヶ月程度の期間が必要です。



家賃納付・自治会・住宅設備等

- 家賃は、毎月分をその月の末日までに納入していただきます。
なお、家賃の納付は口座引き落としが便利ですからぜひご利用ください。
- 入居者は、全員自治会に加入していただきます。
道営住宅は共同住宅ですから、入居者の皆さんが共同で処理しなければならないことがたくさんあります。そのための共益費（階段ホール、外灯、エレベータ、給水設備などの電気代、排水管、側溝などの清掃費、冬期間の除雪費等）は入居者が共同で負担していただきます。
自治会費 2,000～3,000円/月程度 ※棟・時期によって異なります。
- 風呂釜等はリース制度になっていますので、ガス会社と契約していただきます。
リース代金 2,600円/月程度
- 他の入居者の方が迷惑に思うことがありますので犬猫などの飼育はできません。
- 次のものは各自で取付となっています。
カーテンレール、各室の照明器具
灯油タンク(90L)
ストーブ（末広R5は煙突式、末広R6～R7は煙突式、FF式両方可、
末広R8、宝来団地、大黒団地はFF式が設置できます）
瞬間湯沸かし器等 末広団地R5～R7は入居者で設置、
末広団地R8、宝来団地、大黒団地はボイラー設置済み
- 屋外には物置があります。（1戸につき半坪程度）

駐車場について

- 自動車は1住戸1台の駐車を原則とします。ただし、空き駐車スペースがある場合、2台目以上を許可することがあります。（2台目以上の許可は申込順）
- 自動車を2台以上お持ちで駐車場の使用許可のない方及び基準寸法を超える自動車を保有の方は民間駐車場等をご利用ください。
- 駐車場利用の内容
 - (1) 自動車の大きさは、長さ500cm以内、幅180cm以内
上記を超える車は駐車できません。（車庫証明も発行できません）
 - (2) 申込できる方は、道営住宅入居名義人または入居者台帳に登載される同居人に限ります。

入居後の家賃・収入申告等について

道営住宅では、収入に応じて家賃が変わりますので、毎年収入の申告をしていただきます。

収入申告が無い場合は、その住宅の最も高い家賃が課されますのでご注意ください。

- 毎年夏（7～8月）に「収入申告書」を提出していただき、収入額と住宅要目（利便性・経過年数・規模など）をもとに、次年度の家賃を決定します。
- 従って、入居後において、家族が異動（出生、転出等）もしくは収入のある方に変更が生じた場合は、必ず届出が必要になります。（家賃が変わります）

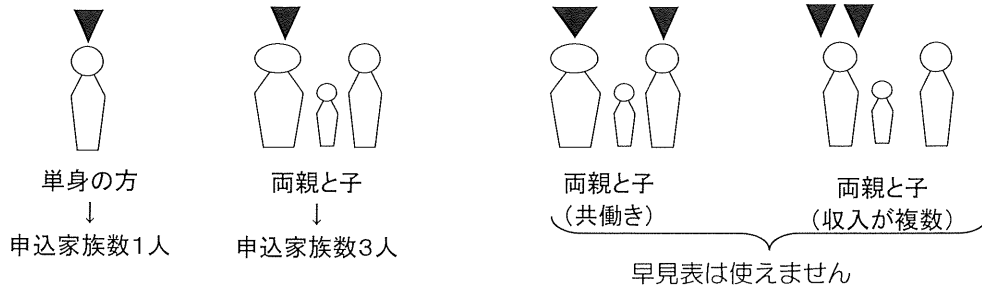
入居後の住み替えについて

道営住宅や他の市町村営住宅では、入居後の住み替え（もしくは他の公営住宅への入居申込み）は原則できませんが、以下のような事情がある場合などは住み替えや入居申込みが出来ることもありますので、詳しくはご相談ください。

- 入居後の家族数の増減により、現在の住宅が狭すぎる（または広すぎる）場合
- 入居者や同居者が身体機能上の制限を受けた場合
- 浴室のない公営住宅入居者が浴室付きの道営住宅に入居希望する場合
- 医療機関に長期通院をするときより近い道営住宅に入居希望する場合
- 親族の居住地に最も近い道営住宅に入居希望する場合

入居収入基準について

収入のある方が1人の場合、早見表で入居可能な収入上限額がわかります。
収入のある方が2人以上の場合や収入が複数（お勤め十年金など）の場合、また特別控除がある場合は早見表は使えません。（次ページの方法で計算してください）



1 お勤めの方の収入上限の早見表 (円)

階層	収入基準	申込家族数(同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	214,000	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

2 年金の方の収入上限の早見表 (円)

※ 65歳以上の場合(非課税年金は算定対象外)

階層	収入基準	申込家族数(同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,366	5,423,999
裁量階層	214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955	6,263,999

3 自営の方の収入上限の早見表 (円)

階層	収入基準	申込家族数(同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
裁量階層	214,000	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011

<裁量階層について>

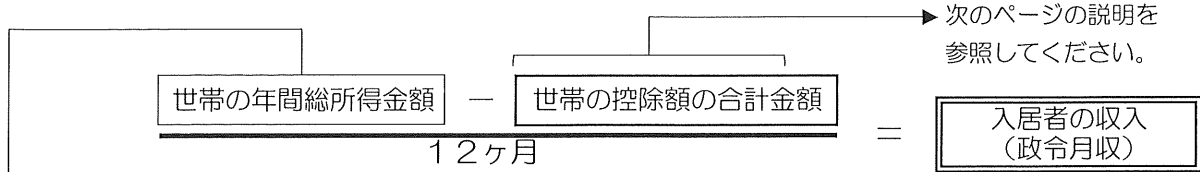
裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- ① 入居者または同居者が、障害者基本法第2条第1項に規定する障害のある場合
 - ア 身体障がい 1級から4級
 - イ 精神障がい 1級から2級
 - ウ 知的障がい「イ 精神障がい」と同程度
- ② 入居者が60歳以上(※)で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上(※)または18歳未満の方である場合
- ③ 入居者又は同居者の方が、戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度である場合
- ④ 入居者又は同居者の方が、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている場合
- ⑤ 入居者又は同居者の方が、海外から日本に引き揚げた後5年を経過していない場合
- ⑥ 同居者に中学校の就学前の方がいる場合
- ⑦ 同居者に18歳未満の者が3名以上いる場合
- ⑧ 入居者及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない場合。

(※) 公営住宅法施行令改正の経過措置により、昭和38年4月1日以前に生まれた方については、60歳以上とみなします。

政令月収の求め方

- ・収入のある方が2人以上いる場合や、1人につき複数の所得がある場合は、すべてを合算してください。



① 給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 550,999円	年間総所得金額＝ 0円	
551,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額＝1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額＝1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額＝1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額＝1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その	A×0.6+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	答えの1円未満を切り捨てた後、4000を	A×0.7－ 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	掛け戻して得た額を右のAとする	A×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	年間税込総収入金額－1,950,000円	

給与所得と年金所得の双方の所得（合計金額10万円超）がある方の『給与所得の金額』

①で求めた給与所得の金額（10万円を超える場合は10万円）と②で求めた年金所得の金額（10万円を超える場合は10万円）の合計金額から10万円を引いた残額を、①で算定した金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。【租税特別措置法41条の3の3の第2項】

② 年金所得者の所得の求め方

（遺族、障害者年金の所得は0です。）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額＝0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,001円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
65歳未満	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円
	0円～ 600,000円	年間総所得金額＝0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
7,700,000円以上	4,100,001円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円

※ 公的年金等に係る雑所特以外の所得にかかる合計計算所得金額が1,000万以下の場合

事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

- ※ 給与等の収入が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の『給与所得の金額』
 給与等の収入金額（給与等の収入額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する額を①で求めた給与所得の金額から控除した額を『給与所得』とします。
 【租税特別措置法41条の3の3第1項】

控除対象者・控除額は、次のとおりです

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いて下さい。

区 分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額
1 基礎控除振替 給与所得者 公的年金等所得者	本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円(合計金額が10万円未満の場合はその額)の控除となります	10万円まで (所得金額10万円未満のときはその額)
2 親族	同居者 本人以外で道営住宅に入居している方	38万円
	別居 扶養親族 道営住宅には入居していないが、所得税法上の扶養親族である方	
特	3 老人扶養親族 4 同一生計配偶が 70歳以上の者	10万円
	5 寡 婦 本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ① 『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ② 『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円まで (所金額から「1」を控除した後の残額が27万円未満のときはその額)
別	6 ひ と り 親 本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情のあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円まで (所金額から「1」を控除した後の残額が35万円未満のときはその額)
控	7 障 害 者 本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります ② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級はの方は特別障害者となります。 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方、このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。 ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧ 65歳以上(昭和34年10月1日以前に生まれた方)で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります	障害者 27万円
	8 特別障害者	特別障害者 40万円
除	9 特定扶養親族 16歳以上23歳未満(平成13年10月2日以降平成20年10月1日以前に生まれた方)の扶養親族(配偶者は除く)	25万円

(注1) 上記は控除対象者1人あたりの控除額

(注2) 特別控除(3、5～8)は所得税法上認定された方であることが必要です。

収入（政令月収）の計算例

計算例 1

家族構成

本人（41歳）会社員 年間税込総収入金額 4,382,500円
妻（40歳）無職
子A（20歳）会社員 年間税込総収入金額 1,897,300円

○所得の計算

本人 4,382,500円 → 4,380,000円×0.8 - 440,000円 = 3,064,000円（年間総所得金額）
子A 1,897,300円 → 1,896,000円×0.7 - 80,000円 = 1,247,200円（年間総所得金額）

○収入（政令月収）の計算

{ (3,064,000円 + 1,247,200円) - (2人 × 100,000円) - (2人 × 380,000円) } ÷ 12か月
基礎控除振替 同居者
= 政令月収 279,266円

計算例 2

家族構成

本人（39歳）会社員 年間税込総収入金額 4,192,500円
妻（38歳）無職
母（64歳）年金有り（非扶養）年間税込総受給額 1,587,200円
子（16歳）高校生（別居扶養）特定扶養親族控除に該当

○所得の計算

本人 4,192,500円 → 4,192,000円×0.8 - 440,000円 = 2,913,600円（年間総所得金額）
母（年齢65歳未満） 1,587,200円×0.75 - 275,000円 = 915,400円（年間総所得金額）

○収入（政令月収）の計算

{ (2,913,600円 + 915,400円) - (2人 × 100,000円) - (3人 × 380,000円) - 250,000円 } ÷ 12か月
基礎控除振替 同居者・別居不要親族 特定扶養親族
= 政令月収 186,583円